

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人から平成23年6月21日付けで提起のあった保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

坂井市福祉事務所長が平成23年4月13日付けで審査請求人に通知した生活保護法第26条の規定による保護廃止決定について、廃止した時期の平成23年4月1日を取消し、廃止した時期を平成23年4月5日に変更する。

理 由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、坂井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成23年4月13日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定による保護廃止決定（以下「本件処分」という。）について、平成23年4月1日付けの廃止の取消しを求める、というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

審査請求人は、平成23年4月4日に生活保護を辞退したい意向を持って辞退届を処分庁に提出したが、その作成の際、処分庁職員から届出日を同年3月31日とするよう強要されたとしている。その届出日を持って同年4月1日付けで保護廃止決定されたことは不当であり、取り消されるべきと主張している。

第2 当庁の認定事実および判断

1 当庁の認定した事実および判断は、次のとおりである。

(1) 認定した事実

ア 請求人は平成21年11月19日に収入減を理由に保護開始となった後、平成22年6月18日、同年6月25日、同年11月15日、平成23年1月27日、同年3月18日に生活保護を辞めたいと処分庁に訴えている。

イ 請求人は、平成23年3月31日に坂井市役所総務課に電話をし、生活保護を打ち切ってほしいなどの生活保護に関する苦情を訴える。

ウ 同日、処分庁は請求人に電話をし、面会を申し入れた結果、平成23年4月4日に請求人宅を訪問することとなった。

エ 処分庁は、平成23年4月4日に請求人宅を訪問し、上記イの苦情の訴えに対して説明を行った。その際、請求人は生活保護の廃止をしてほしいという意思は変わらなかったため、処分庁は辞退届の提出を依頼し、その

- 場にて請求人が署名、捺印した平成23年3月31日付けの辞退届を受理した。
- オ 処分庁は、平成23年4月5日、ケース検討会議を開催し、請求人が厚生年金と就労収入で自立した生活を送る、生活保護を廃止する、平成23年4月1日付けとすることを決定した。
- カ 処分庁は、平成23年4月13日付けで、本件処分を通知し、廃止した時期を「平成23年4月1日」、廃止理由を「本人からの辞退届による。」と記載している。
- キ 請求人は、本件処分を受け、平成23年6月21日に本件審査請求を行った。
- ク 処分庁は、平成23年7月26日に「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。」との弁明書を提出し、その理由として、「今回の請求人の保護の辞退は、あくまでも請求人の意思に基づくものであり、辞退の日付については、本福祉事務所から提案させていただいたが、何ら強要していない。また、辞退届は審査請求人自らが記載したものである。」と弁明している。
- ケ 請求人は、福井県健康福祉部地域福祉課内において平成23年8月5日に処分庁からの提出書類の閲覧を行う。
- コ 請求人は、平成23年8月7日に反論書を提出し、「生活保護の話は4月4日に廃止の話をして、文書を遡って3月31日にするように強要されて書きました。」と反論している。
- サ 処分庁は、平成23年8月29日に再弁明書を提出し、「辞退届の日付については、本福祉事務所職員から提案させていただいたが、何ら強要していない。」上記クの弁明を繰り返している。
- シ 請求人は、平成23年10月11日、口頭意見陳述を行った。
- 平成23年4月4日に生活保護を辞退する旨の書面を記入する際の処分庁とのやりとりにおいて請求人は、日付について「3月31日で書いてください。」ということをして2回ぐらい言われたとし、2回目は「書きなさい。」と言われたように感じたとして陳述した。
- また、請求人は、4月に生活保護を廃止されたことを撤回したいとの気持ちはなく、辞退届を書いた内容には日付を除き問題はないかとの確認に対して「そうです。」と陳述した。

(2) 判断

- ① 保護受給中の者から提出された「辞退届」の取扱いについて
- ア 厚生省社会局保護課長通知（昭和38年社保第34号。以下「課長通知」という。）第10の12-3により、被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えないとしている。
- イ 同課長通知によると、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の意思によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を

廃止することはできないものである。」としている。

ウ また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続きについても助言指導すること。としている。

② 本件処分についての判断

ア 請求人は、平成23年4月4日に提出した辞退届について、平成23年10月11日の口頭意見陳述においても生活保護を辞退する意思の確認に対して「そうです」と陳述しており、生活保護の廃止に関しては、課長通知による「本人の任意かつ真摯な意思に基づくもの」であったと認められる。

イ しかし、請求人は、反論書において「生活保護の話は4月4日廃止の話をして、文書を遡って3月31日にするように強要されて書きました。」と主張し、口頭意見陳述においても処分庁から「平成23年3月31日で書いてください。」を2回ぐらい言われ、2回目は「書きなさい。」と言われたように感じた」と陳述している。

ウ 処分庁の弁明書によると、平成23年4月4日に請求人宅を訪問した際に請求人から生活保護を廃止して欲しいとの意思は変わらず、辞退届の提出を依頼したとしており、処分庁が請求人の辞退の意思を最終的に確認した日は、平成23年4月4日であると認められる。

エ したがって、処分庁は、請求人の廃止意思を確認した平成23年4月4日付けで「辞退届」を提出するよう助言し、同日付けで文書の受付を行うべきであったと考えられる。そのうえでケース検討会議に諮り、生活保護の廃止決定を同年4月5日付けで行うことが適当であったと認められる。

以上のことから、請求人の申し立てを認め、主文のとおり裁決する。

平成24年1月26日

福井県知事 西川 一誠

教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して3.0日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした坂井市を被告として決定取消しの訴え（訴えにおいて坂井市を代表する者は坂井市長となる。）を、あるいは福井県を被告としてこの裁決の取消しの訴え（訴えにおいて福井県を代表する者は福井県知事となる。）を提起することができる。